

## 香芝市公告

本市では、令和8・9年度有効の建設工事及び測量・建設コンサルタント等の競争参加資格登録審査（指名願）申請の受付を次のとおり実施いたします。

令和7年12月18日

香芝市長 三橋和史

### 1 入札参加資格者

競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受け、競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者
- (2) 入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者
- (3) 営業に関し法令等による許可等が必要な場合において、当該許可等を有していない者
- (4) 国税（消費税及び地方消費税）を完納していない者
- (5) 地方税（個人で業を営む者にあっては個人市民税、法人にあっては法人市民税）を完納していない者
- (6) 香芝市内に本店を有する個人で業を営む者にあっては、本市に納めるべき市税及び国民健康保険料を完納していない者
- (7) 香芝市内に本店を有する法人にあっては、法人及びその代表者個人の納付義務の生じた市税等を完納していない者
- (8) 香芝市が締結する契約における暴力団排除措置要綱に規定する措置要件に該当する者
- (9) 資格審査の申請に必要とされる書類を提出できない者

### 2 登録に必要となる許可、認可等

- (1) 建設工事業者については、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による許可を受けており、かつ、経営事項審査を受け当該審査の結果について、総合評定値の請求をしている者

- (2) 測量業者については、測量法（昭和24年法律第188号）の規定による登録を受けている者
- (3) 建設コンサルタント業者については、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の規定による登録を受けている者
- (4) 建築設計業者については、建築士法（昭和25年法律第202号）の規定による登録を受けている者
- (5) 地質調査業者については、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）の規定による登録を受けている者
- (6) 補償コンサルタント業者については、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）の規定による登録を受けている者
- (7) 不動産鑑定については、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の規定による登録を受けている者
- (8) 土地家屋調査については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）の規定による登録を受けている者
- (9) 計量証明事業については、計量法（平成4年法律第51号）の規定による登録を受けている者

### 3 受付区分

- (1) 市 内  
個人で業を営む者にあっては、令和7年1月1日以降引き続き在住している者、法人にあっては、令和7年1月1日以降引き続き主たる営業所を有する者
- (2) 市内以外 上記以外の者

### 4 受付期間及び時間

- (1) 市 内（内容説明できる方の持参による。）  
令和8年2月2日（月）から令和8年2月13日（金）まで  
香芝市役所 会議室棟 第4会議室  
午前9時から午前11時30分まで  
午後1時30分から午後4時30分まで  
ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。
- (2) 市内以外

令和 8 年 2 月 2 日 (月) から令和 8 年 2 月 27 日 (金) 必着まで  
〒639-0292 奈良県香芝市本町 1397 番地  
香芝市役所総務部管財課

(3) その他

受付票送付のため、切手を貼り宛先を記入した返信用封筒を同封すること。

直接持参された場合は、書類の受け取りのみとなり、その場での審査は行いません。

## 5 提出書類 (1 部)

(1) 建設工事の市内

- ア 競争入札参加資格登録審査申請書 (建設工事) (香芝市様式)
- イ 建設業許可証明書又は建設業許可通知書 (写し)
- ウ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (写し)
- エ 工事経歴書 (直近 2 年分) (経営事項審査申請書類 (写し))
- オ 技術者名簿 (香芝市様式)
- カ 技術検定合格証明書 (写し)、監理技術者資格者証 (写し)、実務経験証明書 (写し)
- キ 雇用確認資料(社会保険加入証明書及び雇用保険の事業所別被保険者台帳照会 (写し) 等の証明書類)
- ク 納税証明書又は完納証明書 (写し)
  - ・個人の場合 本市に納めるべき市県民税 (直近の年分) 及び国民健康保険料 (直近の年分) に未納額がない証明
  - ・法人の場合 法人の本市に納めるべき法人市民税 (直近の事業年度分) 及びその代表者の市県民税 (直近の年分) に未納額がない証明
- ケ 消費税及び地方消費税についての未納税額がない証明 (写し)
  - ・個人の場合 納税証明書その 3 又はその 3 の 2
  - ・法人の場合 納税証明書その 3 又はその 3 の 3
- コ 商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) (写し) (法人の場合)  
住民票抄本 (写し) (個人の場合)
- サ 誓約書兼承諾書 (香芝市様式)

(2) 建設工事の市内以外

- ア 競争入札参加資格登録審査申請書 (建設工事) (香芝市様式)
- イ 建設業許可証明書又は建設業許可通知書 (写し)

- ウ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）
- エ 工事経歴書（直近2年分）（経営事項審査申請書類（写し））
- オ 営業所一覧表
- カ 工事経歴書（直近2年分）（経営事項審査申請書類（写し））
- キ 技術者名簿（経営事項審査申請書類（写し））
- ク 納税証明書又は完納証明書（写し）
  - ・個人の場合 市県民税（直近の年分）
  - ・法人の場合 法人市民税（直近の事業年度分）  
ただし、支店・営業所等で登録する場合は、その支店・営業所等の法人市民税又は市県民税
- ケ 消費税及び地方消費税について未納税額がない証明（写し）
  - ・個人の場合 納税証明書その3又はその3の2
  - ・法人の場合 納税証明書その3又はその3の3
- コ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し）（法人の場合）
- サ 誓約書兼承諾書（香芝市様式）
- シ 委任状（本社から受任の場合）（香芝市様式）

### （3）測量・建設コンサルタント等の市内

- ア 競争入札参加資格登録審査申請書（測量・建設コンサルタント等）（香芝市様式）
- イ 経営規模等総括表（香芝市様式）
- ウ 登録証明書等（写し）
- エ 測量等実績調書（香芝市様式）
- オ 技術者経歴書
- カ 営業所一覧表
- キ 財務諸表類（写し）
- ク 納税証明書又は完納証明書（写し）
  - ・個人の場合 本市に納めるべき市県民税（直近の年分）及び国民健康保険料（直近の年分）に未納額がない証明
  - ・法人の場合 法人の本市に納めるべき法人市民税（直近の事業年度分）及びその代表者の市県民税（直近の年分）に未納額がない証明
- ケ 消費税及び地方消費税についての未納税額がない証明（写し）
  - ・個人の場合 納税証明書その3又はその3の2
  - ・法人の場合 納税証明書その3又はその3の3
- コ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し）（法人の場合）

住民票抄本（写し）（個人の場合）

サ 誓約書兼承諾書（香芝市様式）

（4）測量・建設コンサルタント等の市内以外

ア 競争入札参加資格登録審査申請書（測量・建設コンサルタント等）  
(香芝市様式)

イ 経営規模等総括表（香芝市様式）

ウ 登録証明書等（写し）

エ 測量等実績調書（香芝市様式）

オ 技術者経歴書

カ 営業所一覧表

キ 財務諸表類（写し）

ク 納税証明書又は完納証明書（写し）

・個人の場合 市県民税（直近の年分）

・法人の場合 法人市民税（直近の事業年度分）

ただし、支店・営業所等で登録する場合は、その支店・営業所等の法人市民税又は市県民税

ケ 消費税及び地方消費税についての未納税額がない証明（写し）

・個人の場合 納税証明書その3又はその3の2

・法人の場合 納税証明書その3又はその3の3

コ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し）（法人の場合）

サ 誓約書兼承諾書（香芝市様式）

シ 委任状（本社から受任の場合）（香芝市様式）

6 有効期間 令和8・9年度の2年間有効

7 その他

（1）提出書類は、A4サイズとし、紙ファイル2穴（綴じ具は樹脂製）綴じにしてください。

（2）不足書類がある場合は、資格者名簿に登録しません。

（3）登録審査において、その他必要と認められる書類の提出を求める場合があります。

（4）その他申請の詳細についての問合せは、総務部管財課まで行ってください。